

## 株式譲渡契約書

X（以下「甲」という）と、Y（以下「乙」という）とは、株式の譲渡に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、本契約の規定に従い、平成〇年〇月〇日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の所有する株式会社〇〇（以下「丙」という）の発行する普通株式〇株（以下「本件株式」という）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けるものとする（以下「本件譲渡」という）。

※株式を譲渡する日、譲渡する株式の数を明確にします。

### 第2条（譲渡価額および支払方法）

甲は、本件株式を、平成〇年〇月〇日限り、譲渡の対価として金〇〇円（以下「本件譲渡価額」という）にて乙に譲渡する。乙は、甲に対し、譲渡日において、本件株券と引き換えに代金全額を支払うものとする。

2 前項に定める支払いは、乙が甲の指定する銀行口座に振込むことにより行うものとする。

※譲渡価格、支払期日、支払方法を明確にします。

### 第3条（保証）

甲は、本契約締結日および譲渡日において、乙に対し、下記の事項を保証する。

①本件譲渡につき、甲および丙それぞれの取締役会の承認を得、乙に本件株式を譲渡するについて必要な手続きをすべて完了していること

②甲は、本件株式の全部についての完全な権利者であり、丙の株主名簿に記載される株主であること

③本件株式に譲渡担保権、質権等の担保権は設定されておらず、その他何らの負担も付されていないこと

④平成〇年〇月〇日現在、別紙記載の丙の貸借対照表および損益計算書のとおりであり、簿外債務が存在しないこと

2 乙は、本契約締結日および譲渡日において、甲に対し、下記の事項を保証する。

①乙による本契約の締結およびその履行は、乙の取締役会の承認を得、本件株式を譲受けするについて必要な手続きをすべて完了していること

※小規模閉鎖会社では、定款に株式の譲渡制限に関する規定を設けている場合が殆どです。株式の譲渡制限を設けている会社が株式を譲渡するには取締役会や株主総会の承認を経なければなりません。このような承認や、その他株式に担保権が設定されていないか、会社の財務状況が健全なものであるかどうか等の株式に関するリスク回避のための保証をしておきます。

#### 第4条（賠償責任）

甲または乙は、前条の定めに従ったときは、それによって相手方が被った損害、損失等を相手方に賠償または補償するものとする。

#### 第5条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の交渉過程および本契約の履行を通して相手方より開示された情報を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

#### 第6条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

#### 第7条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成○年○月○日

甲（住所）

(名 称)

印

乙 (住 所)

(名 称)

印